A ＝－ 0.182 × a ＋ 19.2

算式Ⅰの符号

a　一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第６条第１項別表第１のイに規定される行政職俸給表（一）の適用を受ける職員（以下この表において「国の職員」という。）の俸給月額に対する当該地方団体の地方公務員給与実態調査における一般行政職の職員の給料月額について、当該地方団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員の数を乗じて得た数の総和を国の職員の実俸給月額の総和で除して得る加重平均方式により総務大臣が算定した数（以下この表において「ラスパイレス指数」という。）であつて平成 31 年４月１日現在におけるもの

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 2 を超える場合には２とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅱ

B ＝－ 0.175 × b ＋ 17.5

算式Ⅱの符号

b　平成 27 年から平成 31 年までの各年の４月１日現在におけるラスパイレス指数の合計数を 5 で除して得た数（当該数に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅰ

A ＝ {a － b －（$\alpha+\beta+\gamma$）} ／ {b ×（－ 0.159）}

{a － b －（$\alpha+\beta+\gamma$）} ／ b に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

a　平成 26 年から平成 30 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数（指定都市を包括する道府県にあつては、平成 29 年 4 月 1 日現在及び平成 30 年 4 月 1 日現在の職員数については、県費負担教職員のうち当該指定都市立の小学校等の職員の数の合計数に相当する数として総務大臣が通知した数を加算した数とする。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$a_1 \times a_2 + a_3 \times a_4 + a_5 \times a_6$

ただし、$a_1 \times a_2$、$a_3 \times a_4$ 及び $a_5 \times a_6$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

$a_1$　平成 26 年から平成 30 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「病院」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$a_2$　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 26 年度から平成 29 年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

$a_3$　平成 26 年から平成 30 年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$a_4$　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）とし